

## 東淀川区社会福祉協議会 パソコン納入にかかる事業者の募集について

東淀川区社会福祉協議会では、パソコン納入にかかる事業者を、次により募集しますのでお知らせします。

### 記

- 1 入札案件名 東淀川区社会福祉協議会 パソコン納入
- 2 入札契約方式 公募型一般競争入札
- 3 入札内容 別紙仕様書のとおり
- 4 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。
  - (2) 大阪市の入札参加資格者名簿に登録していること。  
また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置の対象でない者。
  - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
  - (4) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 4 入札期間 令和6年7月11日（木）午後3時  
※郵送又は持参のこと。期限を過ぎての提出は無効
- 6 入札参加申請等の手続き
  - (1) 提出書類
    - ①参加申請書
    - ②見積書（製品の仕様がわかるカタログ）
    - ③スペック表※見積書、スペック表は各社の仕様による
  - (2) 提出先  
社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会 入札担当（岩佐・川原）  
（午前9時～午後5時まで）  
（所在地）大阪市東淀川区菅原4-4-37  
（連絡先）06-6370-1630
  - (3) 選定（結果）について  
選定の結果につきましては、選定後、速やかに入札事業者へ連絡します。
- 8 その他事項
  - (1) 公募型一般競争入札に係る申請書類の作成及び提出に掛かる費用は、申請者の負担とする。

- (2) 落札までに、参加者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しないものとした入札とみなし無効とする。
- (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

## 特 記 仕 様 書

### 1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。  
また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。